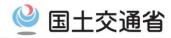
## 従来のライフジャケットの着用義務範囲



- ▶ 平成15年6月からライフジャケットの着用を義務化
- ▶ 平成20年4月から「1人乗り小型漁船で漁ろうに従事する者」全員に着用義務範囲を拡大※

※平成20年3月までは、連絡手段を持っていれば着用義務がなかった

